

アジア太平洋地域の持続的成長を目指して

－2010年APEC議長国 日本 の責任－

2010年6月15日
(社)日本経済団体連合会

目次

1. アジア太平洋地域の現状	1
(1) 世界経済に占める位置－持続的成長が求められる一大経済圏	1
(2) 地域の特徴－多様性と高い相互補完性	1
(3) 地域経済協力の枠組み	2
2. わが国企業にとってのアジア太平洋地域	4
(1) 地域におけるビジネスの現状－アジアを越えて伸びるサプライチェーン	4
(2) 制度インフラの現状－不十分な地域全体をカバーする制度整備	5
3. 持続的成長を実現するための戦略	6
(1) 成長戦略の必要性－地域の強みを活かし経済統合を推進	6
(2) 地域経済統合（2020年FTAAP構築）の道筋	7
4. 地域経済統合の実現に向けた協力	10
(1) ヒト	10
(2) モノ	12
(3) 資本	15
(4) サービス	17
(5) 知識・情報	18
(6) ビジネス環境整備	20
5. 協力の場としてのAPEC	22
(1) APECに期待される役割・機能	23
(2) 組織の拡充・参加国の拡大	23
6. わが国経済外交への期待	25

アジア太平洋地域の持続的成長を目指して(概要)

—2010年APEC議長国日本の責任—

2010年6月15日
(社)日本経済団体連合会

1. アジア太平洋地域の現状

(1) 世界経済に占める位置 - 持続的成長が求められる一大経済圏

- 世界のGDPの54%、貿易額の52%、人口の41%を占める一大経済圏
- 金融・経済危機を経ても経済は比較的堅調
- アジア太平洋地域の持続的成長は、わが国経済、世界経済の持続的成長に不可欠

(2) 地域の特徴 - 多様性と高い相互補完性

- 経済水準は最大約44倍、経済規模は最大約1,740倍と、発展段階が大きく異なる国・地域で構成 → 多様性
- 資源の生産国と消費国、工業品の輸出国と輸入国が共存
- 高い域内貿易比率(約65%) → 高い相互補完性

(3) 地域経済協力の枠組み

- APECを舞台に貿易・投資の自由化・円滑化中心に協力を推進
→ 平均実行関税率16.9%から5.5%に低下等の成果
- APECを軸とした協力促進への期待が増す中、次の20年を見据えた活動の将来ビジョンが必要

2. わが国企業にとってのアジア太平洋地域

(1) 地域におけるビジネスの現状 - アジアを越えて伸びるサプライチェーン

- わが国企業のグローバル・サプライチェーンは、アジアに止まることなく、最終消費地の欧米までカバー
- とりわけ、世界一の経済大国米国(27%の域内最大輸出先)を含めたコネクティビティの確保が極めて重要

(2) 制度インフラの現状 - 不十分な地域全体をカバーする制度整備

- アジア太平洋地域には、多数のFTAが存在するも、地域全体をカバーする制度インフラ整備は未だ不十分
- わが国のFTA・EPAネットワークは、基本的にはアジアまで
- 日中韓FTA、ASEAN+6等の広域経済連携は研究・議論中の段階
- 米国を含めた枠組みづくりは進んでいないのが現状
- 米国は、環太平洋経済連携協定(TPP)を、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現のための重要な布石と位置づけ、交渉に参加

3. 持続的成長を実現するための戦略

(1) 成長戦略の必要性 - 地域の強みを活かし経済統合を推進

戦略の中核: 多様性、相互補完性といった強みと、既存のFTAを活かし、アジア太平洋全域をカバーする制度インフラとして地域経済統合を推進

同時に、経済・産業・社会基盤の整備、安全に経済活動を行えるようにするための環境整備が必要

(2) 地域経済統合(2020年FTAAP構築)の道筋

① 2015年までに経済統合の核(ASEAN+6/TPP等)を完成

2015年(AFTA完成)を目標に、ASEAN+6、TPPなど、経済統合の核を完成することによって、FTAAPのような広域経済統合につなげていくことが必要

ア) ASEANを中心とする経済統合の推進

- 日中韓FTA (2012年の共同研究終了を待たずに速やかに交渉開始、遅くとも2015年までに妥結)
- 日韓EPA (一刻も早い交渉再開・早期妥結)
→ AFTA完成とあわせてASEAN+3の完成が視野に (2015年)
- 日印EPA (年内妥結)
- 日豪EPA (2012年の日中韓FTA共同研究終了までに妥結)
→ ASEAN+6へ道筋 (2015年までに完成)

イ) 経済統合を環太平洋に拡大

- 米国との間の橋渡しとなる経済連携
日米EPA締結、環太平洋経済連携協定(TPP)に参加 (2015年までに完成)
→ TPPを完成することで、ASEAN+6等と並ぶ経済統合の一つの大きな核を形成

② 広範な分野で高水準の自由化を志向

- わが国が地域経済統合を中核とする成長戦略を先導するためには、経済活動の広範な分野において高い水準の自由化を目指す包括的でハイレベルな枠組み作りには貢献することが必要
- 下記4に掲げるような協力を推進するにあたって、わが国としても、国境措置、国内措置を問わず、聖域を設けることなく、制度・ルールを大胆に見直すことが必要

4. 地域経済統合の実現に向けた協力

ヒト	モノ	資本	サービス	知識・情報	ビジネス環境整備
<ul style="list-style-type: none"> 査証取得・更新手続き等 出入国の簡素化・迅速化 高度人材等の多国間移動の円滑化 社会保障料二重払い防止等 	<ul style="list-style-type: none"> 関税・非関税措置の簡便等 貿易の円滑化、安全確保との両立 技術規格・基準の調和等 	<ul style="list-style-type: none"> 投資の保護・自由化・円滑化 債券・株式市場の整備・制度の調和 通貨の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 規則の現状維持・緩和、透明性の確保、恣意性の排除 自由化に向けた啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークを通じたサービスに係るルールの整備等 知的財産権の保護と協力の推進 模倣品・海賊版対策に関する国際ルールの整備 世界共通特許制度の実現に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスの円滑化 ビジネスの前提となる制度の整備

上記のほかに取り組むべき事項:

- 経済・産業・社会の基盤整備(ハードのインフラ整備、中小企業支援、職業訓練、医療等のセーフティネット整備等)
- 経済活動を行う上での安全を確保するための協力(テロ対策、防災、感染症対策等)
- 環境・エネルギー問題が成長の制約要因とならないための取組み(地球温暖化防止、省エネルギー、廃棄物リサイクル、生物多様性保全、エネルギー安全保障等)

5. 協力の場としてのAPEC

地域経済統合を中核とする成長戦略を具体的に推進するフォーラムとしては、アジア太平洋地域において20年間にわたり活動してきたAPECが最も適当
地域経済統合の推進という観点からAPECの活動を捉え直し、より一体的・戦略的に取り組むことが必要。本年の議長国のわが国には、その先鞭をつけることを期待

(1) APECに期待される役割・機能

(2) 組織の拡充・参加国の拡大

① 制度・ルールの調和を軸とする経済統合の推進(ポスト・ポゴール)

② グローバルな合意への貢献(APECの非拘束性を活用)

① 事務局・PSU(Policy Support Unit)の強化

② ビジネス環境整備に関する仕組みの設置(改善要望を継続的に提起し、官民が協議・対話を行う枠組)

③ 参加国の拡大(ASEANの未加盟国、インドなど、参加を希望する他の国々を含め、APECへの関与・参加を促進)

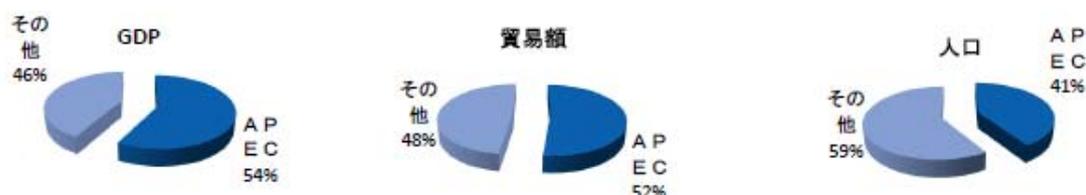
6. わが国経済外交への期待

地域協力、多国間交渉、二国間協定、ODAを戦略的に活用し、重層的なアプローチによってわが国企業の直面する問題を解決
海外の大規模プロジェクトにおいては、設備・機材と優れた技術・ノウハウをシステムとして提案することが有効。それをバックアップすべく、政治のリーダーシップの下、官民が緊密に連携して取り組むことが不可欠

1. アジア太平洋地域の現状

(1) 世界経済に占める位置－持続的成長が求められる一大経済圏

アジア太平洋地域は、APEC参加国・地域だけをとってみても、世界のGDPの54%、貿易額の52%、人口の41%を占める一大経済圏である¹。



一人当たりGDPを見ると、参加国・地域が現在と同じ構成となった98年からの10年間で6,728ドルから2008年の1万1,987ドルへと約1.8倍に伸びており（名目、米ドル換算）、非参加国・地域のそれを上回っている²。

金融・経済危機を経ても、内需が旺盛な同地域経済は比較的堅調である。APEC参加21カ国・地域中、2008年、2009年と2年連続マイナス成長となったのは、輸出主導の回復に依存した日本のみであり、2009年は多くの国・地域がマイナス成長を経験するものの、2010年は全ての国・地域がプラス成長の見込みである³。

以上のように、一大経済圏として世界経済において重要な位置を占めるアジア太平洋地域の成長を持続させることは、わが国経済ならびに世界経済が金融・経済危機から完全に脱却し、持続的成長を遂げる上で不可欠である。

(2) 地域の特徴－多様性と高い相互補完性

アジア太平洋地域は、人口構成が若く、また経済発展の途上にある国が多

¹ パンフレット「APECアジア太平洋経済協力」（編集：外務省経済局アジア太平洋経済協力室）

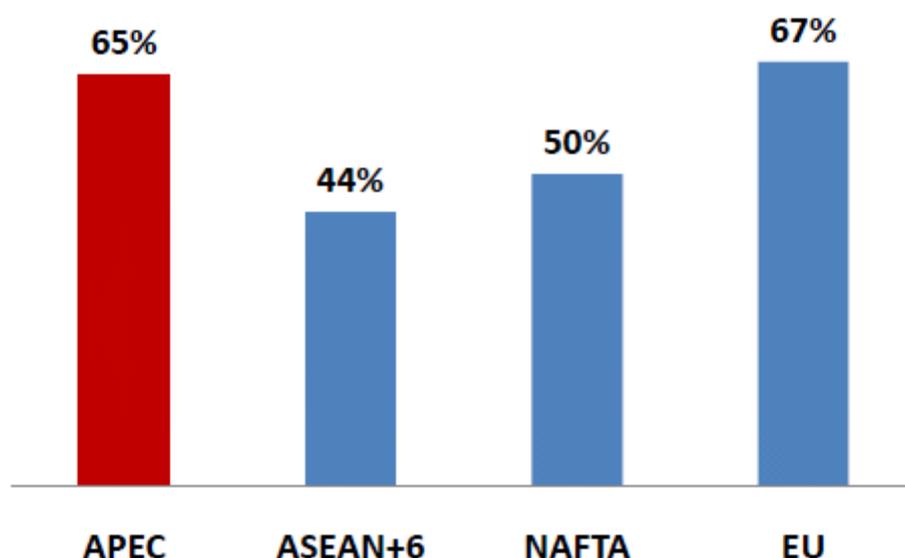
² The APEC Region Trade and Investment 2009, Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade

³ International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, October 2009

いことから高い潜在成長力を有すると同時に、それを構成する国・地域は多様である。経済水準においては、最大約 44 倍（2009 年の一人当たり名目 GDP、米ドル換算）、経済規模においては、最大約 1,740 倍（2009 年の名目 GDP、米ドル換算）⁴と、発展段階が大きく異なっている。

一方、資源の生産国と消費国、工業品の輸出国と輸入国がそれぞれ共存していることも、この地域の特徴であり、近年、その比率は漸減傾向にあるものの、2008 年の A P E C の域内貿易比率は約 65%と、A S E A N + 6 の約 44%、北米自由貿易協定（N A F T A）の約 50%を上回り、E U の約 67%に肩を並べており、貿易面の相互補完性が高い。

【域内貿易比率（2008 年）】



【資料：International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, October 2009】

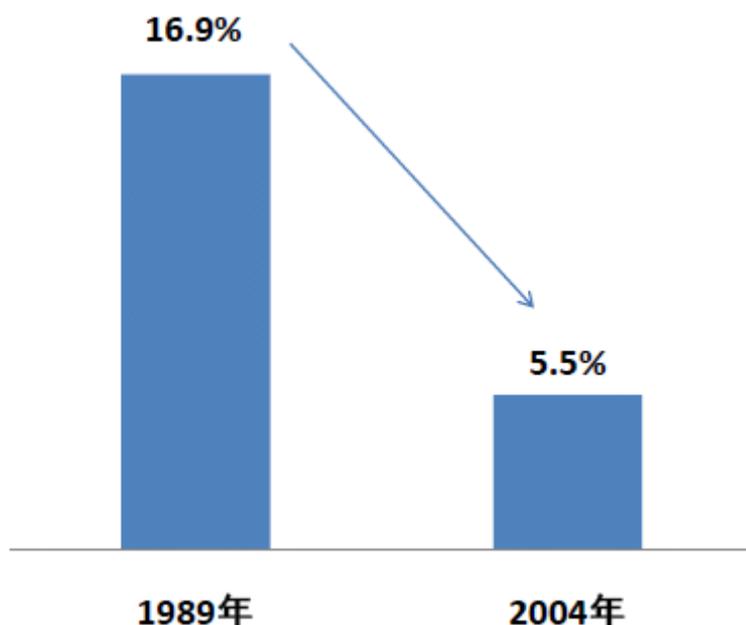
(3) 地域経済協力の枠組み

この地域における経済面の協力のための枠組みとしては、1989 年に発足した A P E C（アジア太平洋経済協力）がある。この A P E C を舞台に発足以

⁴ International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, October 2009

来 20 年間にわたって貿易・投資の自由化・円滑化を中心に協力が進められてきた結果、各国・地域が個別に締結した自由貿易協定（F T A）の成果も相まって、A P E C 全体の平均実行関税率は発足時の 16.9%から 2004 年の 5.5%へと大幅に引下げられる⁵とともに、貿易コストを 2006 年までに 5%削減するとの目標（第 1 次貿易円滑化行動計画⁶）も達成された。

【A P E C 域内の平均実行関税率】



2010 年というボゴール合意⁷の節目の年を迎えて、参加国・地域の自主性やコンセンサスを重視するという A P E C の行動規範を評価する見方がある一方、実効性の担保という観点から、A P E C の非拘束性の限界も指摘されて

⁵ 2005 年「釜山ロードマップ」（ボゴール目標達成に向けた進展状況の評価し今後の道程を取りまとめた中間報告書）、A Mid-term Stocktake（MTST）。なお、ボゴール目標の達成状況の評価する本年取りまとめ予定の最終報告書において、2008 年の平均実行関税率の数値が盛り込まれる見込み。

⁶ 2002 年の首脳会議において採択

⁷ 1994 年、ボゴール（インドネシア）における首脳会議で採択された貿易と投資の自由化・円滑化を目指す合意。先進国・地域は 2010 年までに、途上国・地域は 2020 年までに「自由で開かれた貿易と投資を達成する」ことを目標とし、貿易・投資に関する障壁の更なる削減、財・サービス及び資本の自由な流れの促進を通じてこれを追求することとされている。

いる。アジア太平洋地域の重要性の高まりに伴い、APECを軸とした協力促進への期待が増す中、次の20年を見据えた活動の将来ビジョンが求められている。

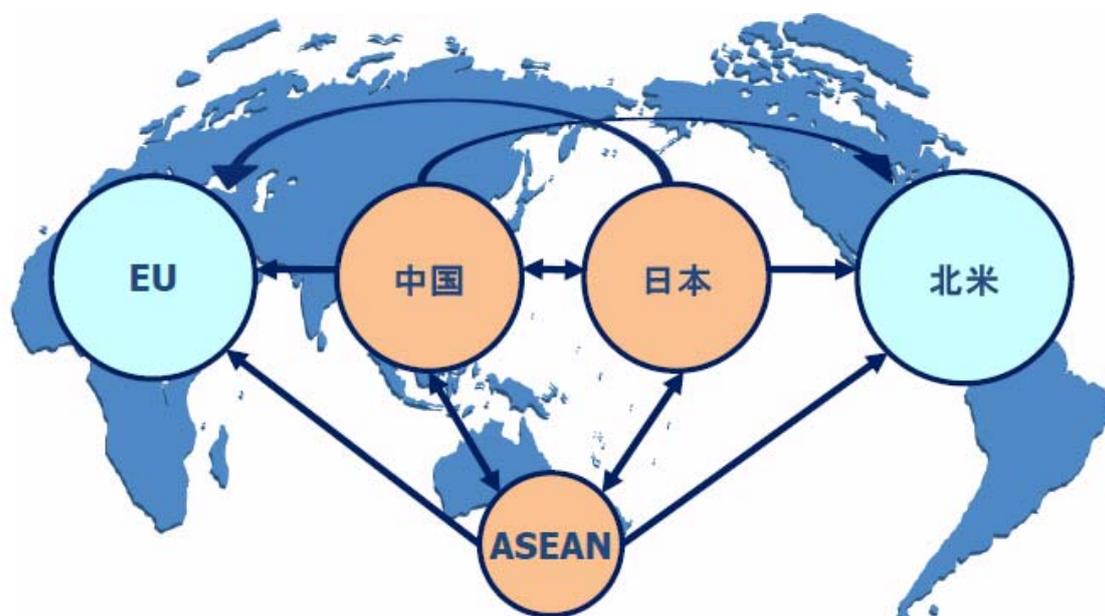
2. わが国企業にとってのアジア太平洋地域

(1) 地域におけるビジネスの現状ーアジアを越えて伸びるサプライチェーン

米日中のGDP上位3カ国に加え、ロシア、ベトナム、メキシコ、インドネシアといった新興国を抱えるアジア太平洋地域が持続的成長を遂げるか否かは、そのGDPや貿易額が世界に占める割合以上に、わが国経済の担い手である企業の経営に甚大な影響を与える。

経済のグローバル化、ネットワーク化、デジタル化等を背景に、わが国企業のグローバル・サプライチェーンも、中国・ASEAN等アジアに止まることなく、それを越えて最終消費地である欧米まで伸びている。とりわけ、未だ世界一の経済大国の地位を占める米国を含めたコネクティビティを確保することが極めて重要である。上述のとおり、APECの域内貿易比率は約65%に達しているが、最大の輸出先は米国であり、全体の27%を占めているのが現状である。

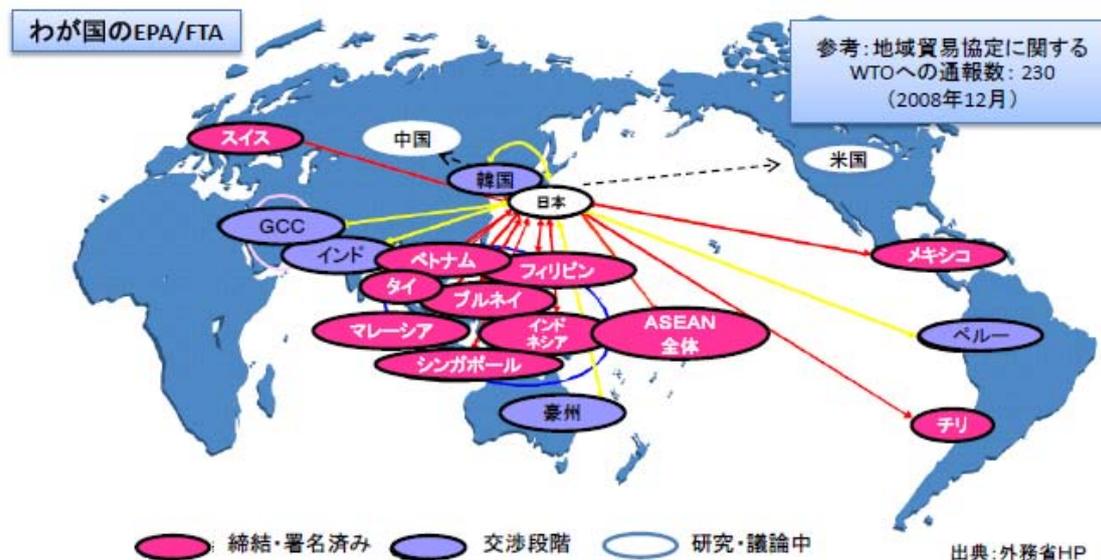
【わが国企業のグローバル・サプライチェーン】



(2) 制度インフラの現状－不十分な地域全体をカバーする制度整備

アジア太平洋地域には、高い域内貿易比率を制度的に支えるべく、多数のFTAが存在する。しかしながら、アジア太平洋地域全体をカバーする制度インフラの整備は未だ不十分であり、本来その役割を担うべき多国間の自由貿易体制の整備もWTOドーハ・ラウンドが難航していることから、進んでいない。

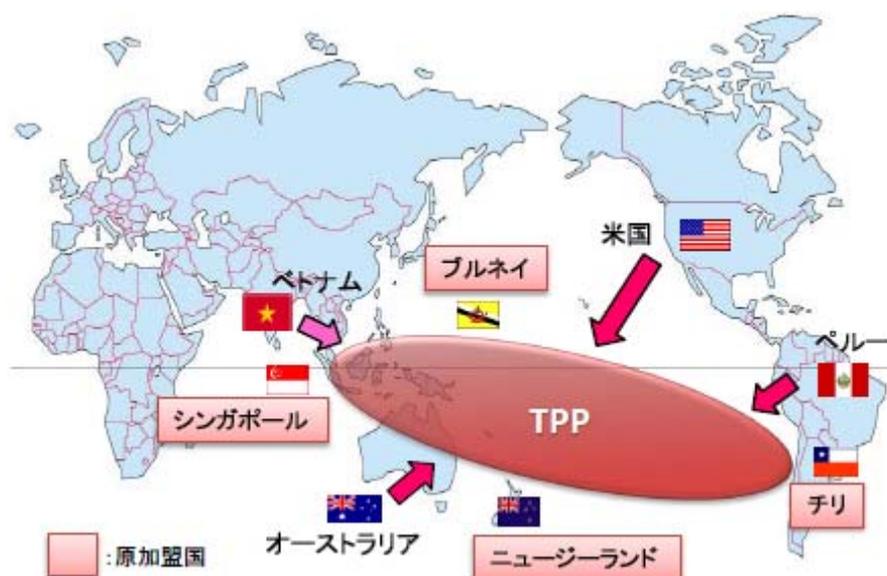
わが国のFTA・EPAのネットワークも、一部、中南米のメキシコ、チリにまで及んでいるものの、基本的にはアジアに止まっている。また、日中韓FTA、ASEAN+6等の広域経済連携は研究・議論中の段階であり、ましてや米国を含めた枠組みづくりは進んでいないのが現状である。



このような中、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の提唱国である米国は、環太平洋経済連携協定（TPP）⁸をFTAAP実現のための重要な布石と位置づけ、豪州、ベトナム、ペルーとともに新たに交渉に参加、さる3月に第1回交渉会合が開催された。

⁸ TPP ; Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement は、シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4カ国の間で、2006年に発効した経済連携協定。2009年11月、オバマ米大統領は、東京での演説で、米国のTPPへの関与（engage）を表明。2010年3月、8カ国（当初のシンガポール、NZ、チリ、ブルネイに加え、米国、豪、ペルー、ベトナム）間で第1回目の協定交渉を開催。

【環太平洋経済連携協定（TPP）】



出典：経済産業省資料

3. 持続的成長を実現するための戦略

(1) 成長戦略の必要性—地域の強みを活かし経済統合を推進

上記1で見たような特徴を有するアジア太平洋地域が全体として持続的成長を遂げるためには、多様性・相互補完性といった強みを最大限活かすための戦略が必要である。即ち、貿易面での高い相互補完性ならびに域内の既存のFTAを活かしながら、アジア太平洋全域をカバーする制度インフラとして地域経済統合を推進し、経済的に国境を感じさせないシームレスな環境を実現することによって、経済活動の主な担い手である企業のこの地域における活動を支えることを持続的成長実現のための戦略の中核に位置付けるべきである。同時に、域内の経済・産業・社会基盤の整備や、人々が安全に経済活動を行えるようにするための環境整備を官民あるいは民間相互の協力を通じて推進する必要がある。

折しも、わが国政府は「新成長戦略（基本方針）」において、2020年を目標にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築するための、わが国としての道筋（ロードマップ）を策定することを決定しているが、以下に示すとおり、地域経済統合の拡大と深化に先導的な役割を果たすことによって、わが国なら

びにアジア・太平洋地域の成長基盤を確立すべきである。

もちろん、それらの取組みは、難航しているとは言え、わが国の通商政策の根幹に位置するWTOドーハ・ラウンドの早期妥結に向けた取組みと矛盾するものであってはならず、むしろ、それを促進、補完するものとして推進されなければならない。

(2) 地域経済統合（2020年FTAAP構築）の道筋

① 2015年までに経済統合の核（ASEAN+6/TPP等）を完成

さる3月15日に経団連が主催したアジア・ビジネス・サミットの共同声明を踏まえ、ASEAN自由貿易地域（AFTA）が域内の輸入関税撤廃を完成する2015年を目途に、アジアにおけるFTA・EPAの空白を解消するとともに、既に開始されているEPA交渉を妥結に向けて加速化し、ASEAN+6などASEANを中心とする地域統合を確たるものとする事、さらにはTPPなどアジア太平洋に跨る経済統合を推進することによって、FTAAPのような、より広域の経済統合の実現につなげていく必要がある。

具体的には、わが国がアジアにおいて重層的に形成した経済連携ネットワークを質的に向上させるのと並行して、さる5月に産官学の共同研究が開始された日中韓FTAを推進し、2012年の共同研究終了を待たずに速やかに交渉を開始、遅くとも2015年までの妥結を目指すべきである。また、現在中断中の日韓EPA交渉を一刻も早く再開し、できる限り早期に妥結する必要がある。これらが実現すれば、AFTAの完成と相まって、2015年にはASEAN+3の完成が視野に入る。

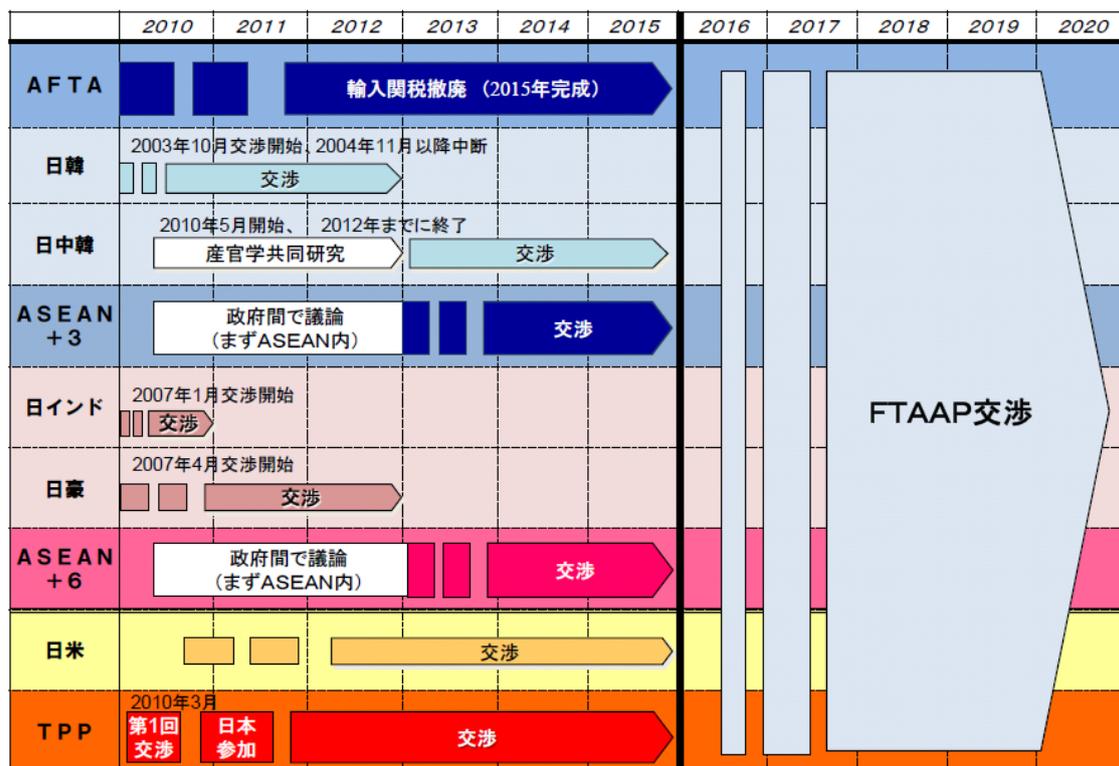
これと並行して、交渉中の日印EPAを年内に妥結するとともに、日豪EPAについては、上記日中韓FTAの共同研究終了までに妥結することによりASEAN+6への道筋をつけ、2015年までにASEAN+6を完成すべきである。

加えて、わが国企業のグローバルなサプライチェーンを考慮すれば、このような経済統合の動きを環太平洋に着実に拡大していく必要がある。その際、巨

大消費市場であり、また、最終生産拠点でもある米国との間の橋渡しの役割を果たし得る経済連携の枠組みが必要である。経団連では、そのような枠組みとして日米EPAの締結を予て主張しているが、米国が自らをアジア太平洋国家の一員と位置づけ、同地域の経済統合への積極的な参画を表明した今日、選択肢はそれに止まるものではない。わが国企業が競争上不利な状況に置かれないようにするためにも、また、わが国が資源の確保に支障を来さないようにするためにも、TPPはじめアジア太平洋地域に跨る枠組みに積極的に参加すべきである。わが国が参加し、2015年までにTPPを完成することで、2020年のFTAAPの実現に向け、ASEAN+6等と並ぶ経済統合の一つの大きな核を形成することが可能となる。

【アジア太平洋全域をカバーするEPA/FTAネットワークの拡大】

(2020年FTAAP構築の道筋)



もちろん、アジア太平洋地域の経済統合は域外にも開かれたものでなければならず、それら国・地域とのEPA・FTAの締結についても積極的に推進する必要がある。

② 経済活動の広範な分野において高い水準の自由化を志向

わが国が地域経済統合を中核とする成長戦略を先導するためには、地域経済統合の既存の枠組みに参加するのみならず、むしろ、経済活動の広範な分野において高い水準の自由化を目指す包括的でハイレベルな枠組み作りに貢献する必要がある。この点、上述の「新成長戦略（基本方針）」においては、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要であるとした上で、それらの日本への流れを倍増させることを目標に掲げ、わが国としても重点的な国内改革を積極的に進めるとしている。

具体的には、下記4に掲げるような協力を推進するにあたって、わが国としても、国境措置、国内措置を問わず、聖域を設けることなく、制度・ルールを大胆に見直す必要がある。

4. 地域経済統合の実現に向けた協力

アジア太平洋地域の経済統合の実現に向け、以下では、ヒト、モノ、資本、サービス、知識・情報等の分野における協力の方向性を示す。

【各分野における協力の方向性（例）】



(1) ヒト

① 査証取得・更新手続き等出入国の簡素化・迅速化

国境を越えたヒトの移動の円滑化に向け、各国・地域における査証の取得・更新手続き等、出入国に係る手続きの簡素化、迅速化が不可欠である。

具体的には、ビジネス関係者の域内移動を容易にする観点から導入された制度である A P E C ビジネス・トラベル・カード（A B T C）の利便性向上に取り組むべきである。全ての A P E C 参加国・地域での利用に目処が立った今日、A P E C 参加国・地域以外での利用を目指すほか、A B T C によって許容される活動範囲を短期商用以外にも拡大すべきである。また、生体認証システムを活用した自動化ゲートの導入促進等を通じ、出入国手続きの迅速化を推進すべきである。

② 高度人材等の多国間移動の円滑化

研究・開発から生産・販売の現場を通じて広義のイノベーションを起こしうる人材を育成・確保することは、付加価値の高い財・サービスの提供と企業の競争力の強化に不可欠である。こうした観点から、高度人材はじめ幅広い人材の多国間移動の円滑化に取り組む必要がある。

具体的には、高度人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置（出入国管理に関する基準の緩和・手続きの簡素化・迅速化等）の導入、APECエンジニア相互承認プロジェクトの拡大⁹など各種資格の相互承認を推進すべきである。また、現在、専門的・技術的分野とみなされている高度人材に加えて、一定の技能・資格を有する人材であることを認定する技能評価制度の確立および各国における普及に努めるとともに、各国・地域間の制度の互換性を確保し、技能評価の結果が複数の国々で適用されるようにすべきである。

③ 社会保険料の二重払い防止等

今後、アジア太平洋地域においても、アジア諸国を中心に、公的年金制度が整備されていくことが予想される中、域内でのヒトの移動の円滑化を図るため、社会保障協定を域内各国間で整備する必要性が高まるものと考えられる。

そこで、域内で保険料の二重払い等の問題が実際に生じる前に、予め保険料負担と給付に関する基本的な原則を域内各国間で合意し、二国間での協定締結が円滑に進められるようにしておくことが求められる。

⁹ APECエンジニア相互承認プロジェクトにおいては、人材養成作業部会において作成されたAPECエンジニア・マニュアルの要件に基づき、各国・地域において、APECエンジニアの審査、登録が行われる。APECエンジニア相互承認プロジェクトに参加する各国・地域間の協定により、登録されたエンジニアは、参加する国・地域の域内において、技術者としての能力が同等と評価される。その上で、二国間の協定により、業務免許に必要な技術的能力の審査を相互に免除する。プロジェクトには、13カ国・地域が参加しており、日豪間には、技術士資格の相互承認枠組み文書（2003年署名）がある。2010年3月現在、Civil:2,222名、Structural:435名、Mechanical:65名、Chemical:32名、Electrical:60名、Geotechnical:6名、Environmental:32名、Industrial:40名、Mining:2名、Information:11名、Bio:3名の技術士がAPECエンジニアに登録されている。

また、建築サービスを専門職として提供する資格に関しては、APECアーキテクト・プロジェクトが実施されている。各国・地域の審査機関の審査、登録を経て、APECアーキテクト中央審議会の認定を受けた者が、APECアーキテクトとして登録される。プロジェクトには14カ国・地域が参加しており、日豪、日NZ間では相互認証協定/覚書を締結済み。

例えば、EUにおいては、EU規則に社会保障に関する統一ルールが規定され、新規加盟国を含め二国間での協定締結が逐次進められていることは参考となろう。また、私的年金についても、円滑な人材移動を促す観点から外国人が国を離れる際、当該国における加入期間中に積み立てた年金資産を持ち運べるよう、税制上の措置を含めた各国における年金制度の整備を進め、ポータビリティを充実させる必要がある。

(2) モノ

① 関税・非関税措置の撤廃等

経済・金融危機を機に、関税引上げや、特定産業への補助金、公共事業における国産品調達義務付けなど、保護主義的な効果を持つ措置が散見されるようになってきている¹⁰。既に導入された保護主義的な措置の撤回・是正はもとより、関税の新たな賦課・引上げならびに国産品優遇等の非関税措置を抑止するため、相互監視を行う必要がある¹¹。

関税については低下傾向にあるものの、依然として品目・分野によっては高関税が残存する。分野別あるいは可能な国・地域から率先して、関税の削減・撤廃に取り組むべきである。この点、農業の構造改革を加速化し国内農業の競争力強化を図るとともに、国際化への対応と健全な国内農業とを両立させる方策を確立していくことは、わが国が地域経済統合の推進に先導的な役割を果たす上で不可欠である。

¹⁰ 具体例として、ロシアのフラットパネルTV関税の10%から15%への引上げ（2009年4月30日適用）、パイ・アメリカン条項（米再生再投資法、2009年2月17日成立）が挙げられる。

¹¹ APECでは、2008年11月の首脳会合において、「投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けること、新たな輸出制限を課すこと、あるいは輸出刺激措置を含む全ての分野におけるWTO整合的でない措置を実施することを、今後12ヶ月の間控える」とのコミットメントを行った。2009年7月の貿易担当大臣会合において、これを2010年末まで延長することで一致。2009年11月の首脳会合において、このコミットメントを再確認するとともに、加盟国・地域によってとられた貿易、財政及び金融措置に関してAPEC事務局がまとめる貿易レビューを継続することを約束している。2010年6月の貿易担当大臣会合においては、2008年のコミットメントを2011年まで延長することに合意。

また、関税の低減に伴い、技術・性能などに関する基準・国内規制など非関税措置の貿易に対する影響が相対的に高まっており、これらの調和に取り組む必要がある。例えば、環境物品・サービスの貿易自由化は、気候変動問題への対応をはじめとする環境への調和と経済の持続的成長とを両立させる観点から極めて重要である。そこで、この分野における域内やWTOでの関税の撤廃・引き下げ等を推進する必要がある。また、こうした取り組みを促進するとともに、非関税措置の貿易に対する影響を低減する観点から、省エネ法制のベストプラクティスの共有やラベリング制度の導入等による省エネ製品の相互承認を進めるべきである。

② 貿易の円滑化、安全確保との両立

企業のグローバルなサプライチェーンの進展に対応し、サプライチェーン・コネクティビティを向上させることは、国境を越える物流の円滑化を実現する上で不可欠である。他方、貿易の安全を確保することも重要な時代の要請である。これらを両立させる観点から、当面の措置として、AEO (Authorized Economic Operators: 認定優良事業者)の導入とこれに基づく相互承認を推進し、将来的には国際的な統一を目指すべきである。また、輸出入・港湾手続のペーパーレス化・電子化およびシングル・ウィンドウの構築に取り組み、手続の簡素化・効率化、データの共有化を進めるべきである。

併せて、物流セキュリティの確保や安全保障貿易管理の観点から、各国・地域が独自に適用している規制¹²が円滑な国際物流を阻害することのないよう、監視を行い、必要に応じて見直しを求めるとともに、規制の調和に取り組むべきである。

¹² 例えば、米国の「10+2」ルール、再輸出規制が挙げられる。

「10+2」ルールは、米国向けの船舶に関し、貨物の輸入者に10項目、海運業者に2項目の情報を、電子データで米国国土安全保障省税関国境保護局(CBP)に事前に提出することを求める規則。2009年1月より施行されており、物流のリードタイムの長期化、物流効率の低下と遵守のためのコストの大幅な上昇が懸念されている。

再輸出規制は、米国から輸出された貨物がさらに第三国に輸出される場合に適用される米国の規制。経団連提言「実効ある安全保障貿易管理に向けて制度の再構築を求める」(2007年3月)では、企業にとって多大なコストとなっており、米国輸出管理規則のA:1国群(旧ココム加盟国)である日本からの再輸出は最終的に全面適用除外とすべきであると主張。

加えて、複数の自由貿易協定・経済連携協定の中で生ずる、いわゆるスパゲティボール現象を是正すべく、特惠関税適用を受けるために必要な原産地規則・証明制度の利便性を向上すべきである。具体的には、関税分類番号変更基準、付加価値基準など複数の選択肢の中から企業が自由に選択できる制度の採用を含めた原産地規則の共通化を進めるとともに、第三国インボイスを容認すべきである。また、自己証明制度を広く導入すべきである。

③ 技術規格・基準の調和等

ア) 技術およびその要素技術（技術を構成するシステム、コンポーネント、性能測定等に係る技術）の規格・基準の調和は、イノベーション成果である製品・サービスのグローバルな展開を容易にする。国際標準が既に存在する場合には当該標準を各国・地域において採用するよう促すべきである。また、国際標準が存在しない場合には、規格・基準の調和、相互承認を進めるべきである。さらに、国際標準化の過程においては、アジア太平洋地域として協調して取り組むべきである¹³。また、その際、標準を実現するために必要な材料、機器、部品、計測方法等の評価方法についても、国際標準化¹⁴を進めることが重要である。以上のような観点から、技術の標準化に携わる実務人材および経営/事業戦略に携わる企画系人材の育成ならびに共同研究開発・実証実験に官民が一体となって取り組む必要がある。規格・基準の調和が求められる具体的な技術の例としては、スマートグリッドシステムおよび同システムにおけるコンポーネント、電気自動車の急速充電方式、水ビジネス・原子力における高度な安全性基準、環境配慮型データセンターなどが挙げられる。

イ) 国家安全に係るセキュリティ規格等の分野において、国際標準から乖離、

¹³ 例えば、WTO・TBT協定、ISO/IEC/ITUの技術基準、ICAO/IATA基準などに関するプロセスが想定される。

¹⁴ わが国が取り組むべき標準化戦略の詳細については、経団連提言「イノベーション立国に向けた今後の知財政策・制度のあり方」（2010年3月16日）、「グリーン・イノベーションによる成長の実現を目指して一環境分野における新成長戦略等への提言」（2010年3月16日）を参照。

あるいはそれよりも強化された独自の国家基準が導入され、事業活動のグローバルな展開の障壁になる例がみられる¹⁵。そのような独自の国家基準の導入を監視し、国際標準との整合性を確保するとともに、国際標準が存在しない場合には、必要に応じて国際標準の策定と、各国・地域の制度の国際標準への調和に向けた取組みを進めるべきである¹⁶。

(3) 資本

① 投資の保護・自由化・円滑化

各国・地域における外国からの対内投資に対し、適切な保護を確保するとともに、投資の自由化および円滑化を推進する必要がある。

投資の保護については、内外企業の公正衡平待遇を確保することが必要不可欠である。また、質の高い自由貿易協定、投資協定に含まれる投資関連規律を参考に投資家対国家の仲裁制度の普及を推進すべきである。

投資の自由化に向けては、外資出資比率規制など外資参入規制の原則撤廃・緩和、パフォーマンス要求の禁止、外国為替に対する運用規制など金融市場の

¹⁵ 具体例として、中国による、国家自主创新（イノベーション）産品優遇およびCCCのもとでの情報セキュリティ規制（CCC：China Compulsory Certification、中国強制製品認証制度は、2003年より実施され、電気/電子関連製品（ハードウェア製品）などの安全確保を目的とする。認証を受けていない製品は中国市場において生産、販売、輸入が認められない）、米国によるリチウム電池輸送規制の強化（リチウム電池の航空輸送において、総重量規制、爆発防止のための特殊包装の強化など、危険輸送範囲の拡大が提案されている）が挙げられる。

¹⁶ 中国による情報セキュリティ規制においては、中国国内の指定機関で認証を受ける必要があることから、その過程でのソースコードの開示等により重要技術に係る知的財産の流出等が懸念される。ITセキュリティ製品については、CCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）において、国際標準であるISO/IEC15408セキュリティ評価基準（CC: Common Criteria）に基づいて認証国（CAP）が認証した製品を、受入国（CCP）を含むすべてのCCRA加盟国で内部設計書を他国に開示せずに承認する枠組みが確立されている。中国政府に対しても同枠組みへの参加を求めるべきである。

航空機による危険物輸送の国際基準に関しては、ICAO（国際民間航空機関：International Civil Aviation Organization）の危険物輸送規則、ICAO TI（Technical Instructions／技術指針）、および、航空輸送会社の団体であるIATA（国際航空運送協会：International Air Transport Association）がこれらに沿って作成するIATA危険物規則書（IATA Dangerous Goods Regulations：IATA DGR）に定められる。米国によるリチウム電池輸送規制の強化はIATA DGRにおける基準よりも厳格な規制を導入するものであり、こうした一国による独自の輸送規制の強化は、円滑な国際物流を阻害する恐れがある。

規制緩和、ロイヤルティ等の国外への送金規制の緩和、配当規制の緩和等に取り組むべきである。また、移転価格税制の執行が公平性や予見可能性を欠く場合、意図せざる技術移転、二重課税等につながり、企業の国境を越えた技術共有を阻害することから、広く域内で適用可能な移転価格ガイドラインの策定や、国税当局に対するキャパシティ・ビルディングに取り組むことにより、移転価格ルールの明確化を図るべきである。

投資活動の円滑化については、税制を含む関連法令の公表、パブリックコメントの実施等による透明性の確保、当局による監督・監査等の恣意性の排除に取り組むべきである。また、国際的な二重課税排除による双方向投資の促進・円滑化のため、仲裁規定の導入促進を含めた租税条約ネットワークの拡充に取り組むべきである。

② 債券・株式市場の整備・制度の調和¹⁷

投資後の企業の経営の裁量を拡大し、ビジネスを活性化させるためには、外国企業、外国金融機関の資金調達・資産運用の円滑化が重要である。特に、現地通貨建て債券発行は、外国企業に為替リスクを負わずに長期資金の調達を、国内投資家に為替リスクのない金融商品の提供を可能とする。そこで、域内各国・地域における債券・株式市場の整備に向けて、各国・地域の発展段階に応じ、国内法制度や決済システム、信用保証を含む各種インフラ、債券流通市場におけるベンチマークの整備に取り組むべきである。

また、物流関連をはじめとする広域インフラ整備や、大型プロジェクトを推進する上で必要となる資金を賄うため、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）等を通じ、官民が連携して資金を供給していく必要がある。その一環として、官民が連携しインフラ・ファンドのスキーム創設などに取り組むべきである。

さらに、債券・株式市場が発達するために不可欠な存在である投資家の裾野

¹⁷ アジアに関する債券・株式市場の整備については、経団連提言「豊かなアジアを築く金融協力の推進を求める（2010年3月16日）」を参照。アジア太平洋地域の持続的成長に向けても、可能な限り上記提言と同一の観点から取り組むべきである。

を拡大するため、合理的な投資判断を行う能力を有する人材の育成も併せて推進する必要がある。

上記の取組みに加えて、域内の経済統合に向けては、各国・地域の債券・株式市場間の連携のための各種インフラ整備が必要となる。このような観点から、債券取引関連法制の整備と調和、ディスクロージャーに関する制度の調和（株式上場基準の共通化、国際会計基準（I F R S）の導入等）などに取り組むべきである。

③ 通貨の安定

円滑な企業活動の前提として、通貨が安定的に推移することが望ましい。急激な為替の変動は、経済活動や金融の安定に対して悪影響を与えることから、金融当局には、為替市場の動向を注視した適切な対応が求められる。こうした観点から、チェンマイ・イニシアティブの定着化を図り、将来的には、アジア太平洋域内に拡大することを検討すべきである。

(4) サービス

① 規制の現状維持・緩和、透明性の確保、恣意性の排除

モノの貿易の自由化と比較し、サービス貿易の自由化の進展は遅れる傾向にある。特に途上国を中心に、外資出資比率規制、外国企業の支店・子会社に係る制限・禁止、役員・従業員の国籍要件・居住要件、業務内容の制限、国家独占企業との競争上の不利、外国企業に対する税務上の差別的な扱いなどが、外国企業にとって障害となっている。

こうした障壁の除去を通じ、わが国がW T O交渉において求めているハイレベルな内容を目指し、サービス貿易の一層の自由化に取り組むべきである。特に、流通、I C T¹⁸・電子商取引、金融・保険、海上運送、音響映像、航空運送、建設、医療などの分野に注力すべきである。

¹⁸ コンピュータとネットワークを活用したサービスについては、コンピュータ関連サービスとして位置づけ、W T Oサービス分類においてC P C二桁（84）をベースとした包括的な自由化を実現すべきである。

なお、ICTのデジタル化等の高度化、グローバル規模でのネットワーク化が相まって、様々な業種横断的なビジネスモデルが新たに出現・発展しており、既存の貿易交渉の枠組みだけでは十分に対応できない状況が生じつつある。したがって、従来のWTO・地域間・二国間におけるサービス貿易自由化交渉の枠組みに加え、関心の高い国々による複数国間協定など、新たな枠組みを追求すべきである。

② 自由化に向けた啓発活動

流通、ICT・電子商取引、金融・保険、建設をはじめとする上記サービスは、経済発展に不可欠な基本的インフラを形成するものであり¹⁹、ビジネスにおける統合的なサプライチェーンの構築にも極めて重要な役割を担っている。

サービス貿易の自由化を促すためには、こうしたサービス貿易の意義に対する理解を深めるべく、各国・地域に対し、経済発展の観点から、啓発活動を推進すべきである。

(5) 知識・情報

① ネットワークを通じたICTサービスに係るルールの整備等

上記(4)の「サービス」でも触れたとおり、既存の制度・ルールの枠組みに収まらないビジネスモデルが新たに出現・発展している。そのような新たなビジネスモデルの発展を促すとともに、新規需要を創出し、持続的成長の原動力としていくことが重要である。そのためには、複数国間協定を含めたサービスの自由化と同時に、国際的に調和のとれたルールの整備に取り組むべきである。具体的には、新たなビジネスモデルの広範な展開に必要な技術の国際標準化等を進めるとともに、デジタル・プロダクトやデジタル・コンテンツの取扱い、著作権など知的財産権の保護、情報セキュリティの確保、プライバシーや消費者利益の保護など諸ルールの整備を進めるべきである。

例えば、クラウドコンピューティングサービスでは、サービスの利用者と提

¹⁹ 例えば、新幹線車両の導入といったハード面のインフラ整備にあたっては、車両の点検や運行管理など、付随するソフト面のサービスが重要な役割を担う。

供者、データの保管場所が複数の国にまたがり、既存のサービスモード分類での想定を超えた形でサービスが提供され始めており、その利用を前提とした国際的に調和のとれたルールの整備を行う必要がある。

加えて、国境を越えるサービスへの課税等の扱いなどの課題にも取り組む必要がある。

なお、ICTサービスの発展には、その利用面、即ちエネルギー、環境、医療、教育、公共サービスなど様々な分野において各国が共通して直面する課題を解決することも重要であり、そのような課題の解決を促進し、最先端の成果や仕組みを共有するため、アジア太平洋地域においてパイロットプロジェクトを効果的に推進する仕組みの確立をわが国が主導することも有益である。

② 各国・地域における知的財産権の保護と協力の推進

知的財産権の保護は、ビジネスの安定的な展開に不可欠な基盤を提供するものである。特にアジアなど途上国においては、模倣品・海賊版の横行により、得られるはずの投資収益の回収が妨げられている。こうした現状に鑑み、各国・地域における知的財産権関連の法制度の構築・改善や、再犯防止に向けた罰則の強化等を含む執行面の強化を通じ、適切な保護の推進に取り組むべきである。

そのためには、税関同士の協力に加え、模倣品・海賊版の防止に向けた官民プラットフォームの確立が有益である。知的財産権の侵害事例を収集・分析するとともに情報を共有するための執行当局と民間のプラットフォームの確立を各国・地域において促し、その上で、各プラットフォーム間において、情報を共有するための枠組みを確立すべきである。その際、途上国のキャパシティ・ビルディングのための協力も必要である。

こうした取り組みと並行し、各国・地域における知的財産権の保護・尊重意識の醸成に向けた啓発活動に取り組む必要がある。

③ 模倣品・海賊版対策に関する国際ルールの整備

模倣品・海賊版の防止には、国際的なルールの導入が不可欠である。ACTA（Anti-Counterfeiting Trade Agreement：模倣品・海賊版拡散防止条約）の早期締結を推進するとともに、同条約への参加国の拡大、さらには、巧妙化する侵

害への対策（インターネット取引等における不正防止の国際的枠組み作り等）に取り組むべきである。

④ 世界共通特許制度の実現に向けた取り組み

国際的な知的財産制度の調和は、イノベーションの実現・普及の加速に大きく寄与することが期待される。特に、世界共通特許制度の実現を視野に、アジア太平洋地域における広域の権利保護、手続きの簡素化、判断基準の均一化を目指し、特許審査制度の相互承認・調和に取り組むべきである。

(6) ビジネス環境整備

① ビジネスの円滑化

不透明かつ煩雑な諸規則、突然の変更など法令等に関する情報不足、恣意的な関税賦課、過大な書類提出の要求や不当な金銭の要求など特に途上国においてビジネス展開の支障となっている問題の解決に取り組むべきである。特に、規則・手数料・罰則の施行にあたって、事前に十分な期間をおき、かつ、官報・ウェブサイトなど入手が容易な方法によって公表することは、円滑なビジネス展開に不可欠である。また、各国内において法令等の一律かつ内外無差別の公平な運用を確保すべきである。

② ビジネスの前提となる制度の整備

特定分野のビジネスを安定的に展開する上で、国内における法制度の整備、二国間・多国間協定の締結が必要となる場合がある。

例えば、原子力ビジネスを展開するにあたっては、国内法制度として原子力の損害賠償に関する法律の制定などが求められる。また、燃料に用いる核物質の軍事転用防止を確保する枠組みとして、原子力の平和的利用を担保する二国間・多国間協定の締結の推進が必要である。

また、域内のヒトの移動やモノの流通を促進し、経済効果を高めるためには、航空自由化、いわゆるオープンスカイ政策を進め、域内のビジネス環境を整備することも重要である。

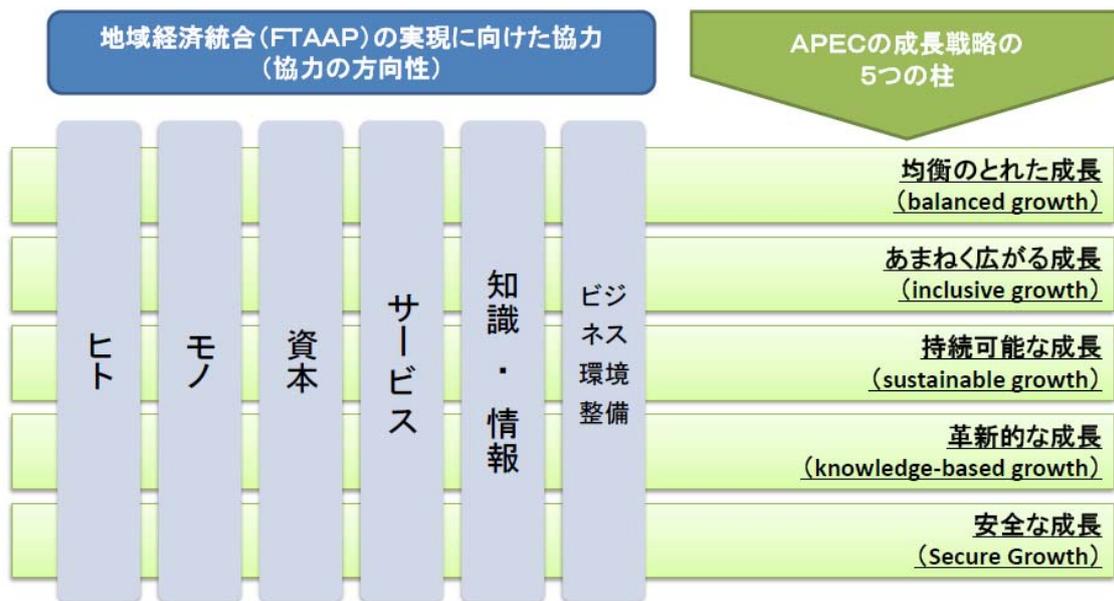
なお、上記 4 (1) から (6) に掲げる事項のほか、経済・産業発展の基盤となるハードのインフラ整備や、中小企業支援、職業訓練、医療等のセーフティネット整備など社会的な側面の基盤整備に係る取組みも求められる。また、テロ対策、防災、感染症対策など経済活動を行う上での安全を確保するための協力も不可欠である。

さらには、環境・エネルギー問題が成長の制約要因にならぬよう、地球温暖化防止、省エネルギー、廃棄物リサイクル、生物多様性保全、エネルギー安全保障などに取り組む必要があり、技術を軸にこれらに対処すべく、ビジネスベースでの連携を強化・拡大すべきである。地球温暖化防止については、「共通だが差異ある責任」の原則の下、途上国も、排出削減につながる取組みを強化すべきであり、そのため、先進国は、途上国に対して技術支援、キャパシティ・ビルディング等を行う必要がある。わが国も、官民が協力して、優れた省エネ製品・技術等を活かし積極的に貢献することが重要である。

5. 協力の場としてのAPEC

地域経済統合を中核とする成長戦略を具体的に推進するフォーラムとしては、アジア太平洋地域において 20 年間にわたり活動してきたAPECが最も適当である。地域経済統合の中心となる貿易・投資の自由化・円滑化は、APECの活動そのものであり、域内の経済・産業・社会基盤の整備や経済活動を安全な環境の下で行うための環境整備は、APECが「経済・技術協力」や「人間の安全保障」として正に取り組んできた課題である。また、上記4に掲げた事項は、わが国政府が掲げるAPECの成長戦略を構成する「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的な成長」、「安全な成長」とも整合的である。

【地域経済統合の実現に向けた協力とAPECにおける議論 対応関係】



今後は、地域経済統合の推進という観点から、それらの活動を捉え直し、より一体的・戦略的に取り組む必要がある。本年の議長国であるわが国は、その先鞭をつけることが期待される。

このほか、APECに期待される役割等は以下のとおりである。

(1) A P E Cに期待される役割・機能

① 制度・ルールの調和を軸とする経済統合の推進

本年は、A P E Cが掲げるポゴール目標の先進国・地域にとっての達成期限となる節目の年である。同目標の達成評価に基づき、A P E Cがこれまで果たしてきた役割を再確認する必要がある。成果が不十分と評価される事項については、地域経済統合の実現に向けた協力の一環として取り組むべきである。関税が引き下げられる中、貿易・投資の自由化・円滑化を妨げる要因として非関税措置、とりわけ規制や技術基準など国内措置のウェイトが相対的に増すものと予想されることから、A P E Cの活動も制度やルールの調和・統一を軸とする経済統合推進に重点が置かれるべきである。

② グローバルな合意への貢献

W T Oドーハ・ラウンドが難航する中、W T O協定や他の国際協定に整合的でない独自基準の導入など保護主義の台頭を、A P E Cにおける相互評価等を通じて抑制する必要がある。

また、A P E Cがその非拘束性といった特徴を活かし、多数国間で合意が難しいと思われる課題の解決に向けて、パスファインダー（特定の地域・グループの中で協力の実績を作り、改善を重ねることによって、協力の輪を広げていくこと）の役割を果たすことを期待する。例えば、I T AのW T Oにおける協定化にA P E Cが貢献したように、環境物品・サービスの自由化やクラウドコンピューティングといったネットワークを通じた I C Tサービスのルール整備等においても、A P E Cにおける取組みを梃子に、W T Oをはじめとする多数国間における合意の形成につなげていくべきである。

(2) 組織の拡充・参加国の拡大

① 事務局・P S Uの強化

1993年以降、A P E Cには固有の事務局が設置されており、専門・技術的情報の提供・共有、各種プロジェクトの運営などにおいて、その活動を支えている。専任の事務局長も置かれるようになった。また、2007年に設置が合意され

たP S U (Policy Support Unit) は、専門・技術的な調査・分析を担っている。これらは、A P E Cの活動の質の向上と円滑な活動にとって不可欠な役割を果たすものである。A P E Cが今後、上述のような協力の場として、その機能を発揮していくにあたって、必要に応じ、事務局ならびにP S Uを強化していくことが重要である。

② ビジネス環境整備に関する仕組みの設置

日々変化するビジネス環境や企業のニーズに対応して、A P E C全体あるいは参加各国・地域における制度・ルールの見直しを可能とするため、ビジネス環境全般を対象に、改善要望を継続的に提起し、官民が協議・対話を行う枠組を設置すべきである。

③ 参加国の拡大

わが国企業のサプライチェーンが広がるA S E A Nのなかで未だA P E Cに参加していない国がある。また、F T Aを通じA S E A NをはじめとするA P E C諸国とのつながりを深めているインドが参加していない。参加を希望する他の国々を含め、アジア太平洋地域の持続的成長を一体的に推進し、ひいては世界規模の発展を目指す上で、また、「開かれた地域主義」を実践する観点からも、そうした国々のA P E Cへの関与・参加を促していくことが重要である。

【APECに期待される役割・機能と組織の拡充・参加国の拡大】 (イメージ)



6. わが国経済外交への期待

以上、アジア太平洋地域の持続的成長を実現するための課題について、地域経済統合の推進を中心に論じてきたが、わが国企業がこの地域において直面している問題の多くが他の国・地域における事業展開においても指摘されている事項である。したがって、APECのような地域協力の枠組みに加え、WTO等の多国間交渉、EPA等の二国間協定、さらにはODAを戦略的に活用するなど重層的なアプローチを採ることによって、それらの速やかな解決を図るべきである。

なお、海外の大規模プロジェクトにおいて、他国が政府の強力な支援の下で国を挙げて対応する中、わが国企業が参画できないケースが見受けられるが、個々の設備・機材の供与だけでなく、わが国の優れた技術や事業を運営していく上で必要なノウハウと併せてシステムとして提案していくことが有効である。そのような提案をバックアップすべく、政治のリーダーシップの下、相手国のニーズに応じて他国とも協力しつつ、官民が緊密に連携して取り組むことが不

可欠である。併せて、必要に応じ、民間企業では負うことが困難なリスクについて、政府が支援することも求められる。

以 上